

家族慣習からみた日本基層文化

江 守 五 夫

一 序言

日本の基層文化は、大きくみて南北両系統の文化から成りたっていると言つてよい。南方系とは、中国江南地方からインドシナにかけての地域を原郷とするものであり、北方系は、中国北方の少数民族ならびに極北民族に淵源するものである。前者は黒潮海流にのつて主として日本西南部ないし太平洋沿岸地域に定着し、後者は、一つには朝鮮半島を経由し、二つには沿海州方面から時計回りに南下し、主に日本の東北部ないし日本海沿岸地域を主たる分布領域としている。このような両系統の文化の分布領域に対応して、日本文化の地域性も、概ねこの二つの領域に区分して考察されてきた。ただ、厳密に言えば、黒潮の分流たる対馬暖流が日本海沿岸の各地に南方系の文化要素を漂着させたり、また、朝鮮半島から入ってきた北方系の文化要素が、一部、九州を南下し、遂には沖縄方面へも及んだと考えられる。それ故、両文化系統がそれぞれ排他的な分布領域を構成するものでなく、互いに混淆し、独自の日本基層文化を形づくったとみなされるのである。

さて、日本の家族慣習もまた、日本基層文化の一環としてこれら南北両系統に由来するものから成りたっている。本稿

は、日本基層文化に関する人類学的研究の手法にのっとり、日本の伝統的な家族慣習に包含されている南方系と北方系の文化要素の析出を企図するものである。このような作業をつうじてこそ、近時まで伝承されてきた個々の家族慣習の元来の社会的性格もまた明らかにされるのである。ただ、紙面の制約上、本稿では詳細な資料分析は省略し、今日まで明らかとなった研究結果を概述するにとどめたい。

二 日本の家族慣習中の南方系文化要素

(一) 年齢階梯制と成人式

日本の西南部には、年齢階梯制が村落社会のいわば骨格的な部分を形作っていた。「年齢階梯制」(Altersklassen)とは、共同体成員を同年輩者に区分し、そのそれぞれを年齢階梯ないし年齢集団に編成し、上位の階梯ないし集団が下位のそれを指揮統率することによって社会的統合を期す制度である。それは男子の組織であり、しかも青年独身者において凝固に集団化される。いわゆる若者組がしかりである。女子においては、未婚の処女がきわめてルーズな形でいわゆる娘仲間をつくる場合がある。

このような年齢階梯制は、アウストロネシア系語族に連なるもので、南方系的文化要素であることに間違いないのである。そして興味深いことに、台湾の高山族のパンツアハ族(アミ族)の年齢階梯制において、「青年」「壮年」「老年」の三階梯が、成人式(数年毎に行われる)を同時にうけた人々からなる年齢組(ages)に再区分されていたが、この年齢組を核とする年齢階梯の編成原理が滋賀県から石川県にいたる日本海沿岸の年齢階梯制に見出されたのである。

ところで、右の若者組への加盟儀礼とも結びついて、成人式は日本各地に広く伝承されてきた。私はかつて、その成人式(成女式)の際の身体装飾の在り方から、(一)頭部装飾型、(二)腰部装飾型、(三)歯の鉄漿付けや手などに文身を施す型——の三類型に分類して考察を試みたが、最近、大林太良教授はこの分類法にもとづいて中国南部の少数民族を分析され、この

三類型とも行われていることを明らかにされ、日本の成人(女)式の習俗の南方起源を示唆された。⁽²⁾ 私もまた、福島県相馬地方を北限とする日本西南部に点在する特異な成女式「新鉢割り」^{あらばちわ}の習俗が、インドからインドシナ半島にいたる地帯の破素(Defloration)に連なるとの説をたてている。⁽³⁾

(二) 若者宿と求婚の習俗

このような成人(女)式を通過することによって若者男女は婚姻の資格を得、実際、配偶者を選択するために男女間の交遊が開始されるのである。そしてこの男女の交遊のいわば拠点をなしたのが、若者組や娘仲間の集合場所、つまり若者宿(Jungesellenhaus)や娘宿(Mädchenhaus)であり、宿泊という点から言い直せば「寝宿」(Schlafhaus)であった。日本ではそれは西南部に広く分布していた。民俗学的にみると、日本の寝宿には、有賀喜左衛門教授も論述されているように、三つの型が見出された。

(一) 若者宿と娘宿が併存する場合、

(二) 男女が同宿する場合、

(三) 若者宿のみが存する場合

——の三類型である。⁽⁴⁾ところで、フュラー・ハイメンドルフ(C. von Furer-Haimendorf)が考察したところによれば、インドシナ西部における寝宿の習俗もこの日本の寝宿の形態と一致していたのみならず、そこで展開される男女の性交遊の在り方においても共通性が看取されたのである。すなわち右の(一)の場合には男が娘宿を訪れ、(二)の場合には恋人同士が同宿し、(三)の場合には男が娘の家を訪問するのである。⁽⁵⁾このような共通性からみても、この寝宿の習俗がインドシナや中国南部から伝播したことは容易に推察されうるのである。

(三) 歌垣と踏歌

以上のように、未婚男女は相互間の自由な交遊をつうじて日常的に求愛Ⅱ求婚していたのであるが、特定の日にこの求愛Ⅱ求婚の機会を彼らに集団的に与えるものが、歌垣であつた。すなわち特定の日に男女が、山上や海の磯辺や、市などに集まり、飲食しつつ舞い踊り、歌を掛け合いながら求愛したのであり、それは夜を徹して行われることが多く、男女が互いに意にかなえば交わることも認められていた。日本ではこの歌垣が『萬葉集』や『風土記』に叙述されているように古代に遡り、近時まで西南部各地に伝承されてきた。そしてこの習俗もまた中国南部やインドシナ方面の同種の習俗と連なるものであることは、人類学者の一致して認めるところである。

歌垣の習俗では、男女がそれぞれ群をなして集まり、互いに歌を掛け合い、それを通じて好きな男女が対をなし、結ばれあうのであり、この基本的な性格において南方の習俗と共通しているが、詳細に検討してみると、次の二点でも一致がみられるのである。それは第一には、歌垣が山上で行われる場合、その山が雄峰、雌峰に分かれているということである。『萬葉集』や『常陸国風土記』で歌垣が叙述されていることで有名な筑波山がそうであるばかりか、逸文『肥前国風土記』に書かれている佐賀県の杵島山も『比古神』と『比売神』に分かれているのであるが、この性的双分制的構成は、岩田慶治教授により、タイのクメール族のもとでも見出されたのである⁽⁶⁾。

第二の共通点は、男女間での歌の掛け合いの手法が尻取り式に行われるということである。男女は互いに相手の歌に応える形でいわば連歌式に歌を掛け合うのであるが、その際相手の歌の後の語句を自分の歌の前の部分に用いるという手法は、日本の民間に伝わる歌垣の民俗において報告されているところである。ところで、この手法が中国雲南省西部のタイ族の「田歌」でも見出されたのである⁽⁷⁾。このような細部にわたる共通性は、この習俗がすぐれて南方的な文化に属することを一層明瞭に示すものと言えよう。

なお、唐王朝から飛鳥Ⅱ奈良朝の宮廷文化に採入れられた踏歌は、宮廷では中世に跡を絶ち、熱田神宮や住吉大社などの社寺で伝承されてきたに留まるが、実は、岐阜県から静岡県にかけての東海地域を中心に、民間にも伝えられてきたの

である。岐阜県境いの富山県東砺波郡平村上梨の白山宮における「マイマイ踊り」の場合で言うと、その拝殿の中で男女が前後に手をつないで円陣をなし、男女が連歌式に歌を掛け合い、その歌に合わせて拝殿の床を足音高く踏みならすという歌舞である。男女が手をつなぐことと足を踏みならす点で通常の歌垣の民俗と異なっているが、その他の点では歌垣と何ら変わっていない。この踏歌式の歌垣の民俗がどのような経緯で日本の一部の農山村に伝わったかは未だ明らかでない。そもそもこの踏歌は、中国でも歌垣と同様に南部の少数民族を原郷とし、それが唐王朝の宮廷文化に採用されたと考えられている⁽⁸⁾。日本の飛鳥・奈良朝のもとに入ったのはこの唐王朝から受容されたものであるが、この日中両王朝文化を媒介せずに、その原郷たる中国江南地方から、歌垣と相並んで、直接に日本列島に伝播してきて一部の地域にその残滓を留めているのかもしれない。今後の検討課題である。

(四) 一時的妻訪婚と江南の《不落夫家婚》

最後に、日本西南部に分布していた一時的妻訪婚——すなわち婚姻成立当初の一時期、夫妻が別居し、その間、妻訪いが行われ、後に妻が夫家に移り住むという婚姻——について考察してみよう。この婚姻習俗は、大林太良教授が論ぜられたように、中国江南地方とインドシナ北部における《不落夫家婚》⁽⁹⁾に連なるものである。中国江南の少数民族の間でも、婚姻成立後、夫妻は直ちに同居せず、一定期間（多くは初生子誕生まで）別居するのである。しかし、厳密にみると、日本の一時的妻訪婚と中国の不落夫家婚との間には次の二つの点で差異がみられるのである。

第一に、婚姻成立儀礼が日本では妻家であげられるのになんとして、中国江南では夫家であげられるという点である。第二に、別居期間中の訪問が日本では夫の妻訪いであるのになんとして、中国江南では妻の夫家訪問であるという点である。たとえば貴州省東南部の苗族では、新婦は結婚式の日に「新郎の家で水を汲み、米を脱穀する仕事の所作」をするが、それは「新婦が夫の家の一員となる儀式」だという。その後、新婦は生家に戻るが、正月や祭日、農繁期などに、夫方からの要請によって、新婦は夫家を訪れ「数日間だけ泊る」。そして新婦が妊娠したり、もしくは三、五年位たってから、新婦

は夫家に移り住む。これを「坐家」⁽¹⁰⁾という。

ところで、この第一の婚姻成立儀礼が夫家であげられる点についてみると、実は日本でも夫家で婚礼をあげる例が少なくなく、大間知篤三教授はそれをとくに「足入れ婚」とよばれたのである。また第二の妻の夫家訪問という点についても、日本に例がなくはないのである。たとえば京都府竹野郡丹後町では簡単な婚姻成立祝たるイキゾメが夫家であげられるばかりか、その後の訪問も妻の夫家訪問の形態をとっていたのである。⁽¹¹⁾この種の事例は少数しか見出されていないが、日本の一時的妻訪問の各種の形態が元来、中国江南の地から伝来したとも考えられよう。⁽¹²⁾実際、私は一時的妻訪問の一般的形態たる夫の妻訪問が中国海南島の黎族^{リ族}で行われていることを知った。そこでは「女の家への通い婚という一定の時期があつて、最初の子供が出来た後では女は男の家に入居する」という。⁽¹³⁾

三 日本の家族慣習中の北方系文化要素

(一) 呪術的婚姻儀礼

婚姻の成立儀礼——とりわけ嫁入婚における嫁の夫家への入家儀礼——には、呪術的性格をもったものが少なくなく、そしてその多くが北方ユーラシア文化に連なるものと考えられる。《火》の入家儀礼もその一つであり、嫁が夫家に入る際、火を跨がされたり松明の下を潜らされたりするのである。『隋書』倭国伝は、「嫁、夫家に入るに必ず火を跨ぎ、乃ち夫と相見ゆ」と記述していて、火を跨ぐ儀礼が古代に遡ることを明らかにしている。

この火を跨ぐ儀礼は、朝鮮半島各地に見出されるとともに中国北方諸民族にも分布していた。尤も、漢民族や南方の少数民族にも行われているが、それは後に北方から伝播したものと私は推定している。⁽¹⁴⁾《火》の入家儀礼は、元来、北方系文化に属しており、そして日本の儀礼習俗もその北方系文化に連なるものと考えているのである。実際、満族のもとでは、単に火を跨ぐ形式だけでなく松明の間を潜る形式も行われていたが、この二形式の併存は日本各地でも見られたのであり、

それは決して偶然の一致とはみなされ得ないのである。⁽¹⁵⁾

次に、縄張りによる嫁入道中妨害の儀礼習俗をみてみよう。嫁の一行が夫家に向かう途中、縄を張るなどして道を遮り通行を妨害し、祝儀をせびる習俗で、能登半島を中心として北は山形県から南は鳥取県にいたる日本海沿岸地帯に主に分布していた。この習俗は北方ユーラシア遊牧民に広く見られ、たとえば西シベリアのネネツ族では嫁入の一行は道中、「儀礼的襲撃」をうけ、トナカイの幼獣などを襲撃者に贈って引取ってもらうという。⁽¹⁶⁾ 中国北方諸民族の「拉繩子」の習俗も同様であり、たとえば巴里坤のカザフ族では、「牧民らは縄を張って（嫁の一行の）道を遮り、歌で張りあい祝儀を請求する。花嫁の一行が歌を唱い終え、祝儀を贈って初めて解放される」のである。⁽¹⁷⁾ 日本でも山形県から新潟県にかけて行われている縄張りは、単に祝儀のみならず、歌を唱うことも要求されている。

その他、新婦が夫家に入る際に水を飲む「敷居の盃」の儀礼、嫁入や嫁迎えの際に新郎新婦と同様の装束をして彼らに付添う「添い嫁」「添い婿」の習俗、新婦が生家立もしくは夫家への入家の際に家の周りなどを三回まわる「三廻り」儀礼、新婚初夜ないし三夜の性的禁忌の習俗等々において、中国北方諸民族との文化史的関連性が想定されうるのである。ここではその検討を省略する。

(二) 姉妹型一夫多妻制

姉妹型一夫多妻制 (sororal polygyny) とは一人の男性が姉妹たる複数の女性を娶る婚姻形態をいう。この婚姻形態は日本ではかなり早い時代に行われなくなったが、『古事記』『日本書紀』には併せて一八件の事例が記述されている。

日本古代支配階層にみられたこの姉妹型一夫多妻制も北方文化に属すると考えられる。明代の女真族の記録のうちに、「婚姻において若し其の姉を娶らば、則ち姉以下皆随いて妾と為る」と記述されていたが、⁽¹⁸⁾ 実際、明末清初に、満蒙両族の王族間で結ばれた婚姻では、この姉妹型一夫多妻制の形態をとる例が少なくなかった。⁽¹⁹⁾ いな、朝鮮においても高麗朝の大祖から第一七代仁宗までの間に七名の王が計一〇件の姉妹型一夫多妻制の婚姻を締結したという。⁽²⁰⁾

ちなみに、以上の日朝滿蒙の諸民族ではこの婚姻形態は王族等支配階級にみられたが、一般庶民階層のもとでもそれが行われていなかったかという問題は、今後の検討課題である。新疆ウイグル族の民謡「馬車の御者の歌」にこの婚姻習俗が詠まれているのである。⁽²¹⁾

(三) 收継婚

寡婦がその亡夫の最近親の男性に改嫁する婚姻の諸形態を、中国の学者は「收継婚」と総称している。このうち最も一般的なのは、兄が死にその弟が嫂を妻とする《レヴィレート婚》(levirate marriage)であり、これは、日本では古代の史料から未だ見出されないものの、一九四〇年代まで各地に広く行われていた。このレヴィレート婚は、蒙古族や鄂倫春族では民間で伝承されてきたが、それは古代に遡り、『後漢書』卷八五・東夷伝は夫余族について「兄死すれば嫂を妻とす」と記述している。

ところで、遼代の女真族ではこのレヴィレート婚と並んで、父亡きあと子が後母を娶ったり、伯叔父の死後、その寡婦を甥が引き継いだりする習俗があった。すなわち「父死すれば則ち其の母(指す)を妻とし、兄死すれば則ち其の嫂を妻とし、叔伯死すれば則ち侄(甥)亦かくの如し」との記録がある。⁽²²⁾

このうちの《後母を娶る婚姻》は、古代の北方遊牧民の間に広く行われていたようであり、匈奴については「父死すれば其の後母を妻とし、兄弟死すれば皆其の妻を取りて之を妻とす」と、また烏恒については「父兄死すれば後母を妻とし嫂を執る。若し嫂を執る者無くば、則ち己が子以て之に親しむ」と、記述されている。⁽²³⁾そしてこの《後母を娶る婚姻》は、日本古代の天皇族のもとでも行われていた。すなわち神武天皇の死後、その嫡子当芸志美命(たぎしのみこと)と庶母伊須氣余理比売との婚姻、孝元天皇の死後、その嫡子の開化天皇と庶母伊迦賀色許命(いかがしこのみこと)との婚姻、聖德太子の生母間人穴太部王と庶子多米王との婚姻がしかりである。

これらの「收継婚」は、妻が夫家に婚入する夫方居住婚(嫁入婚)を前提としているばかりか、死去せる男子とその寡婦

を收継する男子とが、つまり兄と弟が、父と子が、伯叔父と甥が、同じ共同体——父系親族集団——を構成していることをも前提条件となしている。古代日本の支配階層のもとで、北方遊牧諸民族と同様の父系的親族集団が存在したことが、この点からも推定されるのである。

(四) 「年季婿」の民俗と「有期限的入贅」

《年季婿》とは、結婚当初、婿が三年とか五年とか一定の年限を定めて妻家に住込みで働き、その年限を勤めあげてはじめて妻を自家に引取ることができると婚姻習俗をいう。「三年婿」「五年婿」などその年限を表わす言葉でよばれたり、その年限の後に自家に帰ることを表わして「還り婿」と称されることもあった。青森県の大部分と、岩手県北部、秋田県鹿角^{かづの}地方などに分布していた。

この民俗が人類学上、注目に価するのは、第一に、その「労役婚」的性格に関してである。《労役婚》(marriage by service)とは、夫が妻を得るに際して一定期間、妻家に居住して労働を提供しなければならぬ婚姻を言う。日本婚姻史研究の第一人者たる大間知篤三教授は、一九三五年に岩手県九戸^{くの}郡山形村を調査し、その村の一般の家において、「娘を呉れてやるかわりに、婿を自分のために働かせるのだとはつきり言っていた」と報告されている。そして大間知教授は、それが「日本において労働婚(労役婚)と呼べば呼びうるものであろう」と、控え目な形で労役婚説を提示されている。²⁴⁾ たしかに、コリヤーク、チュクチ、ユカギール等の古シベリア語族において労役婚の習俗が報告されてきたし、²⁵⁾ また、古代の北方諸民族に関する史料においても、たとえば烏桓族について「妻家の為に僕役すること一、二年間」と、室韋族について「三年役力す……役日己に滿れば……夫婦は同じ車に載りて鼓舞して共に帰る」と、また金代女真族については「婦氏に留まりて僕隸の役を執る……三年、然る後、婦とともに帰る」などと、労役婚の状況が記述されている。²⁶⁾ 年季婿の民俗が伝承されてきた日本の東北地方北部がこれら北方諸民族に圍繞された地帯であることをかんがみれば、年季婿を北方系の労役婚的文化の一環として位置づけることは十分可能であろう。

しかし、同時にまた、年期婿には、妻家の幼男子を後見する役割も見出される。菅江真澄すがえますみが寛政四年（一七九二）の紀行文で下北の田名部たなぶ（青森県むつ市）の習俗をこう書いている——⁽²⁷⁾

「その男にむすめをやるへけれど、女の方は家つくへきものゝ、また心をさなければ、さん年むこ、五ねんむことて、みとせ、いつとせとさためて其家に行て、あるし（「主人」となるか、をとなひたるをまちて、契しとしも過れば、むすめをむこのかたにつれ行ならひ也。世にいふ、うしろみをしてかへる也。」）

すなわち妻家を継ぐべき男子がまだ心幼いときは、三年なり五年なり、その後見うしろみとなり、その後嫁を連れて帰るといふのである。婿の労役が妻を得るための代償という性格は見出されず、むしろ幼男子の後見という機能が前面に表われている。そして私が一九八三年に青森県中津軽郡平内町で聴き出せた年季婿のすべての事例（二〇件）に、この後見的性格が窺えたのである。そして後見のちに婿が妻を連れて自家へ帰つたのはそのうち僅か一例で、他の九件はそのまま妻家側に居着き、そのうち七件が妻家の別家となり、他の二件では婿が妻家を承継し、長男が別家したのであり、それは「初生子相続」（姉家督）に他ならなかつたのである。

この幼男子後見という第二の特徴をここで強調するのは、中国北方諸民族における一時的な入り婿——「有限期的入贅」——が、まさにこの後見的性格のものである。鄂温克族エウヰンキでも達斡爾族ダグールでも、⁽²⁸⁾妻家の父母が既に老齢に達して、十分には働けず、さりとて息子がまだ幼少であるときは、一定期間、婿を妻家に住ませ、息子が長じた後に自家へ帰らせるのである。しかし興味深いことに、烏丙安教授によれば、期限がみち、息子が長じた後も、自家に戻らず、婿が妻家の近辺に世帯を構えて永住する場合もあったという。まさしく年期婿と同じ状況がみられたのである。

私は、今日、東北アジアの妻方Ⅱ夫方居住婚の性格を総合的にどのように性格づけるべきか、明らかにし得ない。ただ、それを《労役婚》と断定できないとしても、婿の一時的な妻方居住が妻家における労働力確保を目的とすることは間違いない。そして日本の《年期婿》がこの東北アジアのかかる婚姻習俗に属すると言つても差支えないと考えている。いな、東北地方に広く見られる初生子相続もこの婚姻習俗との関連において解釈し直されるかもしれないのである。

(五) 《ハラ》 父系血縁集團の非血縁的要素

族縁を表わす日本の古語「はら」「から」「うから」「ともから」などがツングース諸族の父系血縁集團たる《ハラ》から出た語であるという説は、人類学や言語学の領域でほとんど通説的な地位を占めている。したがってツングース諸族の《ハラ》血縁集團の構成を分析することは、日本古代の父系血縁集團の在り方を知るよすがとならう。このような見地から、私も四年前に《ハラ》について問題を提起した。⁽³⁰⁾すなわち金代初頭の同姓不婚制の法令からみれば、当時の《ハラ》の外婚制がかなり衰退していたと想定されること、しかも、シロコゴロフ(S. N. Shirokogorov)の分析によると、《ハラ》外婚制を円滑に実施するために、一方で人口の多い《ハラ》を分割し、他方で小規模な《ハラ》を他の《ハラ》に併合させるという数的均衡措置がとられ、《ハラ》外婚制が単に、外観的に保持されていたこと、を考察した。そもそも金朝が同姓不婚制を漢族から継受し、《ハラ》を同姓の集團と認め、そしてそれ故、《ハラ》を外婚単位としたとしても、本来、《ハラ》血縁集團が、(氏族に通常備わるような)外婚的規範を具備していたか——ということとは、改めて問われねばならないであろう。旧稿はこの点について問題提起したのである。ここでは、別の視角から改めて《ハラ》の性格を検討しておきたい。

そもそも《ハラ》は《姓》と漢訳されたように、血縁集團が冠称する族名でもある。ただ、その《ハラ》の族名が血縁的に無関係な集團や個人が冒すこともあったのである。たとえば一つの《ハラ》が別の勢力ある《ハラ》に投じて、本の族名をすて、その投じた《ハラ》の族名に改める場合があった。『満洲実録』によれば、輝発の国の姓祖たる昂古里と星古禮は、その原住の地の黒河より「神祇を持ち来たりて」移住し、呼倫の納喇ハラに投ずべく、「天に七匹の牛犠牲とし納喇姓となりぬ」。つまり輝発の国の始祖の二人は本姓の益克得哩を改めて納喇姓に改めたのである。これは、人類学上、複数の血縁團體が一つの血縁團體に統合する「血族的義兄弟結盟」(Geschlechterverbrüderung)にほかならない。⁽³¹⁾牛を宰り天を祭る儀礼をあげるのも、擬制的な親族関係の成立を示唆している。人口上の数的均衡をはかるための前述の《ハラ》の併合も、この血族的義兄弟結盟の一つの具体的応用であらう。

また葉赫^{イェヘ}の国の始祖は蒙古国の人で、そのハラは土默特^{トモクト}であつたが、「呼倫の納喇^{ナラ}姓の部を滅して、其の處を承けて納喇姓となりぬ」とある。滅されたとはいへ、納喇ハラがその地方の名門であつたため、その姓を称したのであるか。その由来に関しては専門家の教示にあずかりたい。

また雅爾古^{ヤルグ}の寨の大人たる扈拉瑚^{フーラフー}は、兄弟一門を殺し部下を率いて太祖努爾哈齊^{ヌルハチ}のもとに帰順してきたので、太祖はその子の扈爾漢^{フールガン}を己が覺羅姓^{ギョロハウ}に入れ、子として養つたといふ。⁽³²⁾これは比較法制史上の「血族収容」(Geschechtsleite)であり、⁽³³⁾また単に異姓の養子であると言つてもよい。

さて、《ハラ》が父系血縁集団であるとはいへ、このようになかなり融通性をもつて非血縁的な分子を収容していたのである。日本の父系血縁集団たる同族もいわゆる非血縁的分家を包攝するものであることから、今後、《ハラ》血縁集団との比較研究が必要とされよう。なお、《ハラ》血縁集団を人類学上の氏族(clan, sib)とみることにについては、右の旧稿でも問題視したが、《ハラ》が互いに抗争し、また独自に「国」⁽³⁴⁾をも形づくるような存在であるとすれば、これを部族(tribe)とみなす方が適切であろう。今西春秋教授が、「halaの集団の大きさが時に一つの国(gurun)をさえ成し得たことは、例えば ula gurun (烏拉国)が nara (納喇)姓であつた如き、或いはまた yele gurun (葉赫国)がもと tunet (土默特) hala なりしが如き、極めて容易に推測し得るものがある」と述べられていることも、⁽³⁵⁾《ハラ》血縁集団がときに部族国家として現れることを指されたものと言えよう。

四 結語

日本の伝統的な家族慣習のうちには、以上でみられたように南方系と北方系の各文化要素が包摂されている。本稿では、紙面の制約上、そのごく輪郭的な部分を概述したにとどまる。他に、義兄弟分習俗、分家創出行為としての「カマド分ケ」儀礼、葬制等、少なからぬ慣習において、隣接諸民族との間に共通性が見出されたのである。従つて日本列島において南

方系の文化複合が見出される地帯は「環東シナ海文化圏」と呼びうるし、北方系の文化複合が見出される地域は「環日本海文化圏」と称することも許されよう。そしてこの両文化の総合的考察によって、日本基層文化の特質がさらに明らかになると期待されるのである。

註

- (1) 江守五夫「成人式の原義——社会人類学の立場から——」、蒲生正男ほか編『文化人類学』、角川書店、一九六七年。
- (2) 大林太良「中国少数民族の成年式」、黒木三郎先生古稀記念論文集『アジア社会の民族慣習と近代化政策』、敬文堂、一九九二年。
- (3) 江守五夫『家族の歴史民族学——東アジアと日本——』、弘文堂、一九九〇年、一〇頁。
- (4) 有賀喜左衛門『日本婚姻史論』、日光書院、一九四八年、一一〇頁。
- (5) Föter-Haimendorf, C. von : *Das Jungesellenhaus in westlichen Hinterindien*, Wiener Beitrage, Jg. 1, 1930.
- (6) 岩田慶治『日本文化のふるさと』、角川新書、一九六六年、二二〇頁以下。
- (7) 婁子匡『婚俗志』、台湾、一九六八年、一九五頁。
- (8) 星野紘「中国貴州省苗族侗族地区紀行」、『民俗芸能』六五号、一九八四年。
- (9) 大林太良「古代の婚姻」、『古代の日本』第二卷、角川書店、一九七一年、二〇六〜七頁。
- (10) 嚴汝嫻編、江守五夫監訳『婚姻からみた中国少数民族』(上)、六興出版、三五六頁以下。
- (11) 『大間知篤三著作集』第二卷、未來社、一九七五年、四四〇〜一頁。
- (12) この見地からすれば、足入れ婚も、一時的妻訪婚の単なる亜種ではなくなる。大間知教授は、足入れ婚が夫家での婚姻成立儀礼という点で嫁入婚と共通していることから、「嫁入婚(一時的妻訪婚)が嫁入婚に推移する過程に生じた一つの折衷形式」として足入れ婚を位置づけられたが、この見方は再検討を必要とするであろう。
- (13) 星野紘「中国少数民族の歌垣」、『みんよう春秋』第二〇号、一九八一年。
- (14) 古い文献には、漢族のもとのこの種の儀礼は何ら記述されていない。
- (15) この点で日満両民族の間の共通性は驚嘆に価する。孫文良主編『滿族大辞典』、遼寧大学出版社、一九九〇年、二〇四頁。

- (16) 佐々木史郎「ネネツの婚礼」、「なろうど」七号、一九八三年、一二三頁。
- (17) 新疆維吾爾自治區叢刊編輯組『巴里坤哈薩克族風俗習慣』、新疆人民出版社、一九八六年、五一頁。
- (18) 『遼東志』卷九、孫進己他『女真史』、吉林文史出版社、一九八七年、二九二頁。
- (19) 烏丙安「中国東北諸民族の家族慣習にみる民族的特徴 補論三題」、江守五夫他『日本の家族と北方文化』、第一書房、一九九三年、九二〜九四頁。
- (20) 韓国・東国大学校における研究討論会の江守報告にたいする崔弘基教授のコメント（未公表）。
- (21) 江守『家族の歴史民族学』（前掲）一四八〜九頁。
- (22) 『大金国志』婚姻。孫他、前掲二九二頁。
- (23) 匈奴に関しては『史記』卷一〇・匈奴列伝、烏恒に関しては『三国志』卷三〇・烏丸鮮卑東夷伝。
- (24) 『大間知篤三著作集』第二卷（前掲）、二五八〜九頁。
- (25) Biffault, R.: *The Mothers*, vol. II, p. 209 et seq.
- (26) 烏恒に関しては『後漢書』卷九〇・烏恒鮮卑列伝、室韋族に関しては『旧唐書』卷一九九・列伝、女真族に関しては『松漠紀聞』（孫他、前掲二二二頁）。
- (27) 菅江真澄「牧かれ」、『日本庶民生活史料集成』第三卷、三一書房、一九六九年、五八頁。
- (28) 烏丙安『中国民俗学』、中国・遼寧大学出版社、一九八七年、二二頁。
- (29) 内蒙古自治区編輯組『達斡爾族社会歴史調査』、中国・内蒙古人民出版社、一九八五年、二二七頁。
- (30) 江守五夫「ツングースの《ハラ》親族集団と外婚制」、「日中文化研究」2、勉誠社、一九九一年。のちに、江守他、前掲に再録。
- (31) Post, A. H.: *Grundriss der ethnologischen Jurisprudenz*, Bd. I, Oldenburg u. Leipzig, 1894, S. 94.
- (32) 今西春秋訳『満洲実録』、刀水書房、一九九二年、三六、四〇、一一〇〜二頁。
- (33) Mitteis, H.: *Deutsche Rechtsgeschichte*, 4te Aufl., München u. Berlin, 1956, S. 12. 世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』、創文社、二四頁。

(34) 今西、前掲七三二頁。

付記

本稿は、東京家政大学の一九九三～五年度の特別研究費による研究「日本基層文化の人類学的研究——家族慣習を中心として——」の成果の一部である。

(東京家政大学・文化人類学)